

生活介護事業所働く力チェックリストまとめ

上部記載の内容ほど、多くの事業所から重要視されている項目になります。

全ての事業所がこの5つの項目を重要視していることではなく、あくまでも合計になります。

座って作業を続けることができる。

- (1) 10分間、座って作業ができる。
- (2) 10分間、支援者が近く（隣等）にいなくても座って作業ができる。
- (3) 30分以上、座って作業ができる。
- (4) 30分以上、支援者が近くにいなくても座って作業ができる。

一人で移動することができる。

- (1) 補助がなくても歩くことができる。
- (2) 舗装されていない道を一人で歩くことができる。
- (3) 階段の上り下りができる。
- (4) 両手に物を持って歩くことができる。

手順を守ることができる。

- (1) 簡単な作業手順を理解することができる。（例：シールを剥がす）
- (2) 直前に手本を見せることで、一人で手順通りに作業ができる。
- (3) 少し複雑化した作業手順を理解し、一人で手順通りに作業ができる。（例：指定された場所にシールを貼る）

支援を受け入れることができる。

- (1) 関係の深い人からの支援を受け入れることができる。
- (2) 関わりのある人からの支援を受け入れることができる。
- (3) 見たことのある人（所属が同じ）からの支援を受け入れることができる。

いつも同じように活動することができる。

- (1) 場所が変わっても活動することができる。
- (2) 周りの人（支援者）が変わっても活動することができる。
- (3) 時間が変わっても活動することができる。
- (4) イライラしたり気持ちが落ち込んでいたりしても活動することができる。